

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

津 波

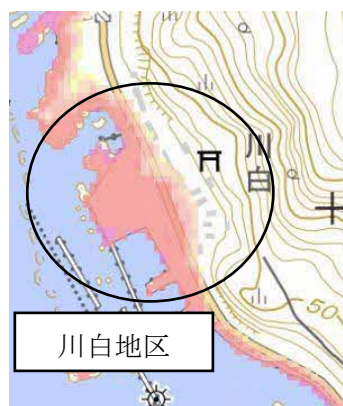
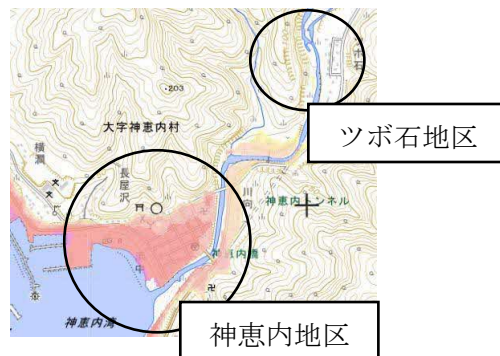
(津波：神恵内村ハザードマップH29.4発行)

当村のハザードマップによると、当村の役場を中心とした街中は浸水が3～10m未満が予想されており、その他の地域では、下図にあるように浸水被害が想定される。

当会は中心市街地より離れており、標高30mの位置にあり津波の避難場所となっている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
神恵内地区	3～10m 未満	41
ツボ石地区	3m 未満	1
珊内地区	10～20m 未満	2
川白地区	5～10m 未満	1

※小規模事業者数：独自データ

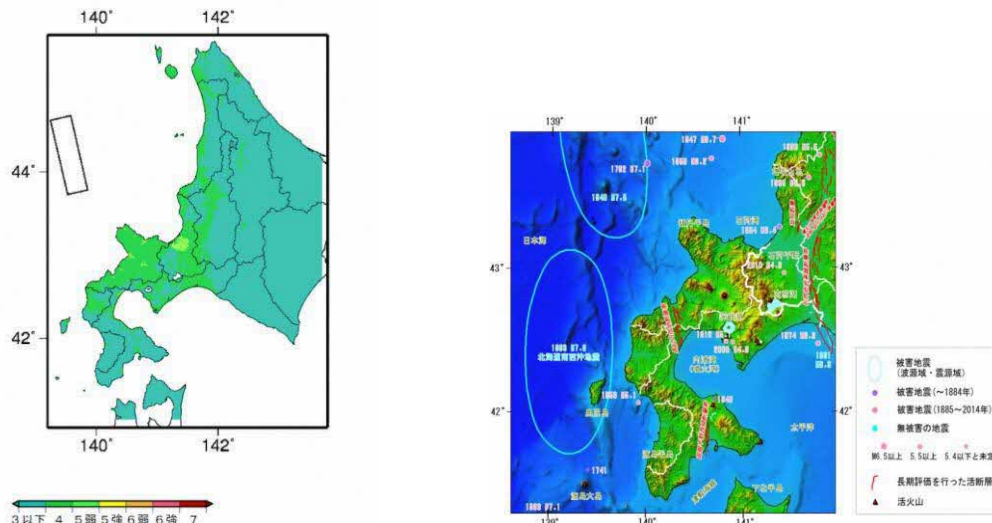


(出展：重ねるハザードマップより津波浸水想定)

地 震

当村に影響を及ぼす可能性がある地震は、地震調査研修推進本部によると海溝型地震震源断層が当村の南西沖にあり、今後30年間で震度6強以上の揺れの地震が、ほぼ0%の確率で発生すると想定されている。当村での過去の被害について、H5.7.12の北海道南西沖地震の際は最大震度5クラスで、津波の到達の高さは3mに達し、死者2名などの甚大な被害がおよんだ。

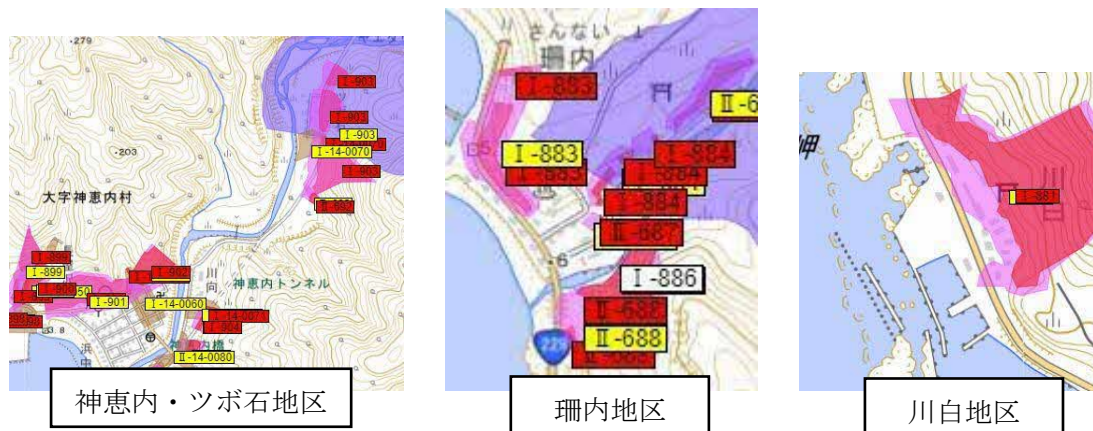
(※次項、地震発生確率地図、過去の地震発生状況地図参照)



(出展：地震調査研究本部・J-SHIS MAP)

### 土砂災害

当村は、地滑り危険区域が17カ所、急傾斜地崩壊危険区域が55カ所ある。国道229号線がとおる、神恵内地区から珊内川白地区に沿って、危険区域が多く、防災計画によると山地が多いことから地滑り等の災害が十数年に数回ある程度にあり、中心市街地にも影響がある。

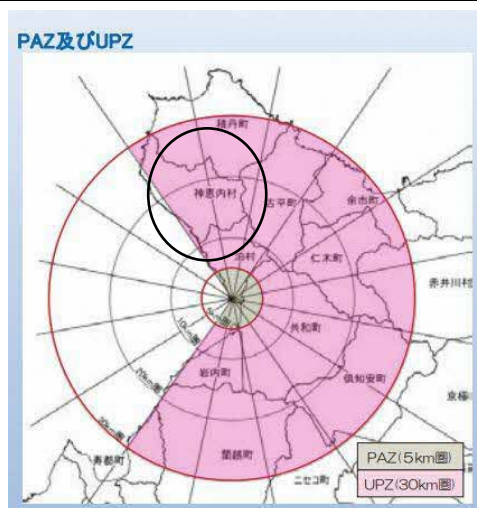


(出展：北海道土砂災害警戒情報システム)

### 原子力災害

(神恵内村原子力防災のしおり H29)

村内の全域は泊発電所からおおむね30Km圏内であり、村の中心地は20Km圏内にありUPZ(緊急時防護措置準備区域)に設定されており、特定の事故事象に至った場合、一時避難として、札幌市内の指定された場所に退避する。



(出展：神恵内村原子力防災のしおり H29)

その他

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 45名 (独自データ)
- ・小規模事業者数 44名 (独自データ)

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商 工 業 者	建設業	4	4	村内に広く分散
	製造業	2	2	市街地に集中
	卸売・小売業	17	17	〃
	飲食・宿泊業	11	10	〃
	サービス業	11	11	〃

(3) これまでの取組

1) 当村の取組

項 目	年 月	備 考
神恵内村防災会議条例	昭和37年12月	平成27年12月改訂等
神恵内村地域防災計画	平成5年3月	平成27年12月改訂等
神恵内村水防計画	〃	
神恵内村国土強靱化地域計画	令和2年3月	
防災訓練	令和2年10月	年一回

## 2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
BCP 講習会への参加	令和2年1月	職員出席
災害普及貸付制度の周知	令和2年3月	会員への周知 39件
損害保険への加入促進	令和2年3月	〃
新北海道スタイルの周知・促進	令和2年7～10月	小規模事業者へ配布

## 2 課題

- ・地域防災計画が定めた緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか不明。
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。  
(予防接種の推奨、手洗い徹底、リスクファイナンス対策としての保険の周知を行う。)

## 3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性周知します。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告ルートを構築します。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また、地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築します。

## ○ 目 標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	4	4	0	0	0	1	0
製造業	2	2	0	0	1	0	0
卸売・小売業	17	17	1	1	0	0	1
飲食・宿泊業	11	10	1	1	0	0	1
サービス業	11	11	0	0	1	1	0
合 計	45	44	2	2	2	2	2

※上記目標については、おおむね3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するように設定した。

○ 実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	会報等による ペーパーによる周知	全会員へ年 1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会	年2回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて神恵内村事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当村、その他）を1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

5 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

神恵内村	神恵内村商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や村広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業所BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について、事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、店舗内換気設備の設置等の整備するための情報や支援策等を提供する。

イ 当会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ 関係機関との連携

- ・連携先の近隣の損保会社（㈱総合設計プロイズム他）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介

等も実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、個別相談会等の共催依頼を行う。

エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標件数					フォローアップ回数					
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	
建設業	4	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
製造業	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
卸売・小売業	17	17	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1
飲食・宿泊業	11	10	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1
サービス業	11	11	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
合計	45	44	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

- ・神恵内村事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当村、その他）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。（年1回開催）

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（M7の地震）が発生したと仮定し、当村の防災計画を基に連絡ルート等の確認を行います。

実施時期	年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示指令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	神恵内村企画振興課

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関との連携した行動に繋がります。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等活用して職員とその家族の安否確認を行います。  
連絡方法の優先順位①電話②メール（ショートメール・Eメール等）③SNS（LINE等）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行います。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等は徹底を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・当会と当村の企画振興課の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決定する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下図を想定する。  
※原子力災害時には、村外へ避難となるため、村と協議の上、応急対策の方針を決定する。

種 別	配備の時期	配備要員
出 勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・ 村内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・ 予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・ 気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警 戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局地的な災害が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・ 村内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	経営指導員 補助員
準 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・ 村内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	経営指導員 補助員

- ・ 本計画により、当会と当村は下図の間隔で被害状況等を共有する。

発生後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・ 必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発生時における指示命令系統・連絡体制

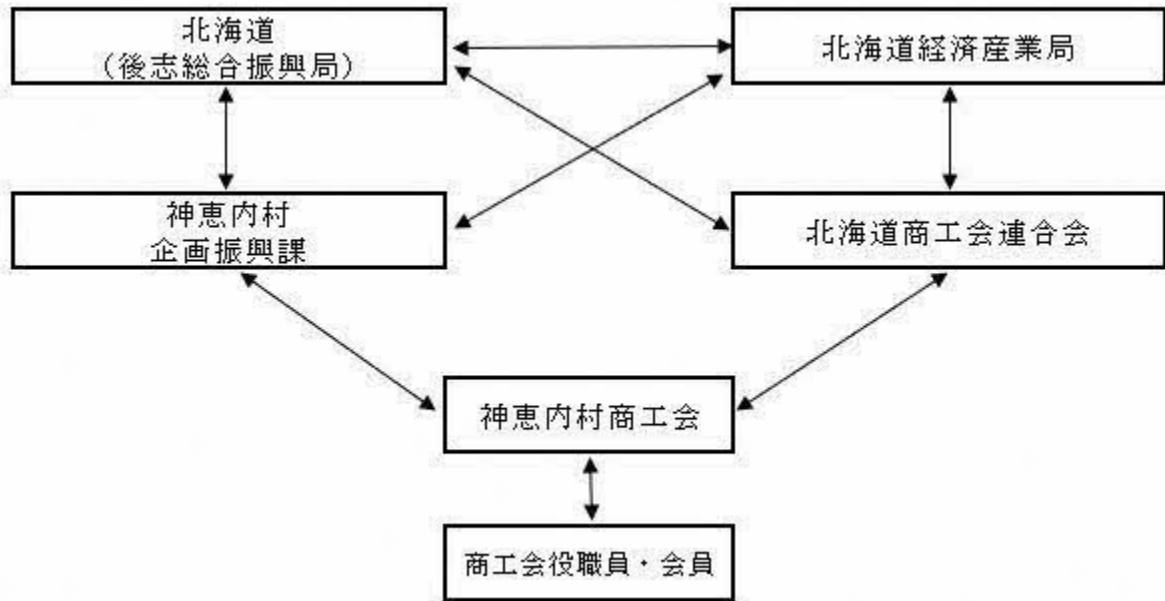
- ・ 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に実施することが出来る仕組みを構築する。
- ・ 二次災害を防止するため、被災地域での活動を実施することについて決定する。
- ・ 当会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行います。
- ・ 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定について、村に準じた方法により確認します。
- ・ 当会と当村が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、後志総合振興局及び北海道商工会連合会に報告します。

#### ・ 被害状況報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				



・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ村と定めた方法で確認します。
- ・相談窓口を開設について当村と相談し、安全性が確認された場所に設置します。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知します。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行います。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

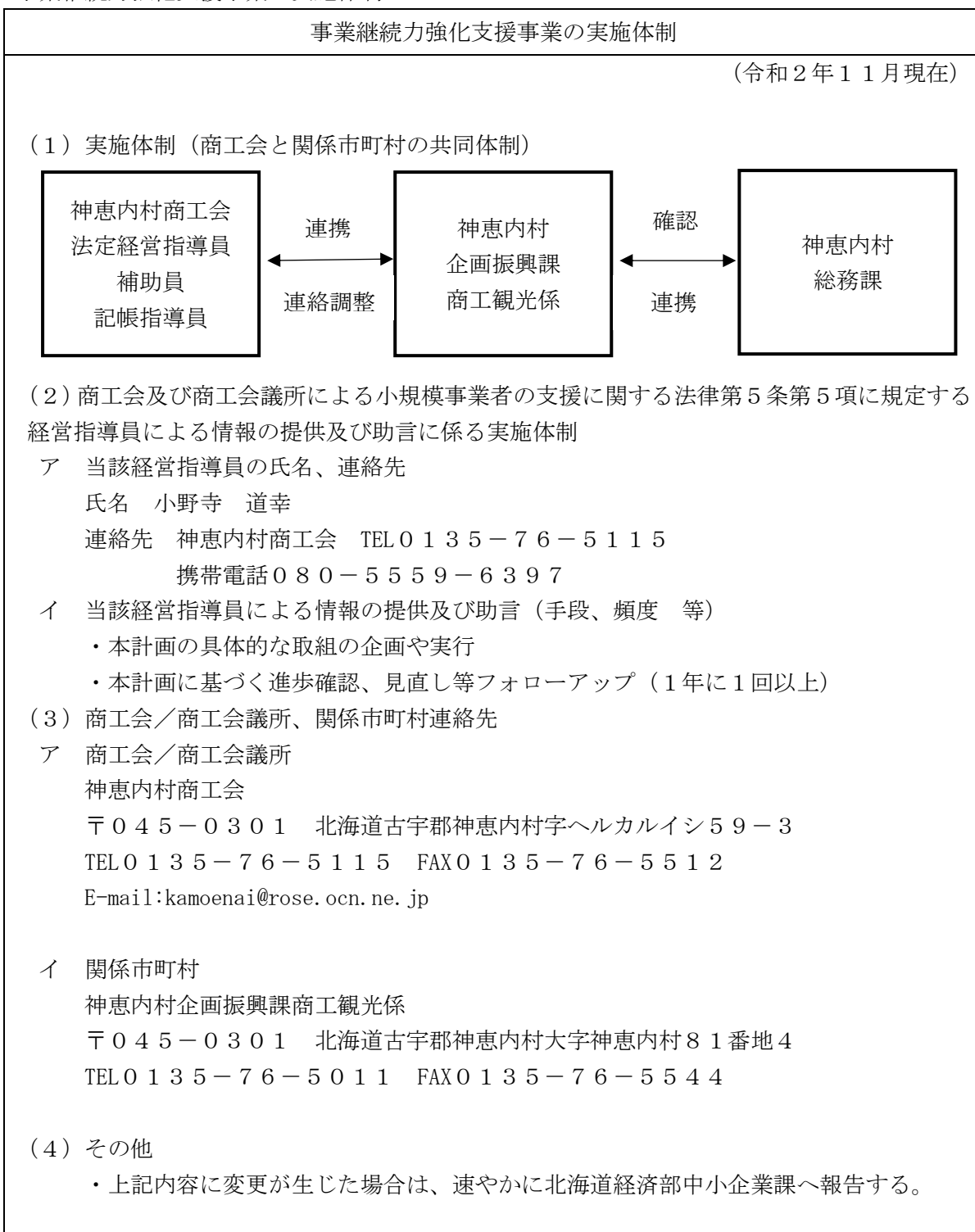
- ・当村の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施します。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談します。

(6) その他

- ・本計画は当村・当会のホームページ及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととします。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・専門家派遣	50	50	50	50	50
・セミナー等 開催費	30	30	30	30	30
・チラシ作成	10	10	10	10	10
・防災、感染 症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。